令和7年度よりすべてのご家庭が就学支援金の対象となります

新1年生保護者 各位

令和7年4月9日

千葉敬愛高等学校 校長 酒匂 一揮

令和7年度 高等学校等就学支援金「受給資格認定申請」について(ご案内)

高等学校等就学支援金について、<u>令和7年度4月~6月分</u>までの受給資格認定申請を下記の期間で受け 付けますので、期間内に申請をお願いします。手続き(認定申請)は全員が対象となります。

なお、意向登録ならびに申請は文部科学省によるオンラインシステム e-Shien で行います。同封した「ログイン ID通知書」をもとに e-Shien にログインし、①意向登録と②認定申請を行った上で、「高等学校等就学支援金の認 定に伴う各種補助金に係る情報連携依頼書」と「個人番号カード(写)等貼付台紙」を事務室に提出してください。

尚、申請には所得の有無(専業主婦[夫]で収入を得ていないなど)に関わらず、全ての親権者の情報が必要 となります。

1 申請期間·提出期限

>>申請・提出期限が定められています。期限内に以下の作業を完了いただきますようお願いします。<<

令和7年4月9日(水)~令和7年4月15日(火)

① e-Shien での意向登録から申請まで(全員)

②「情報連携依頼書」「個人番号カード(写)等貼付台紙」の2枚を提出(高校事務窓口へ)

【e-Shien ログインページ】

URL https://www.e-shien.mext.go.jp/

※ 本校ホームページのトップページにある「就学支援金」バナーからも入れます。

※ e-Shien のログイン画面はセキュリティの関係上、検索エンジンでは検索できません。

2 算定基準式と支給基準

【算定基準式】保護者(親権者)等の所得(世帯単位)に応じて各支給額が決定します。

市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額

(※親権者全員分の合計額が算定基準の対象となります)(※政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じて計算する)(※課税標準額ならびに調整控除額は、マイナポータルまたは課税証明書で確認することができます)

対象世帯区分			士処婿(日婿)	
年収の目安	算定基準額の合計額(保護者(親権者)全員分)	又桁領(月額)		
0 円~約 590 万円	154,500 円未満	上限額	33,000 円	
約 590 万円~約 910 万円	154,500 円以上 304,200 円未満	基準額	9,900円	
約 910 万円以上	304,200 円以上	基準額	9,900円	

※海外赴任等により所得が確認できない場合は、基準額 9,900 円の支給となり、加算はありません。

※就学支援金(4~6月分)については、令和6年の課税標準額・調整控除額(令和5年の所得により算出)にて判定。

※就学支援金(7~翌年3月分)については、令和7年の課税標準額・調整控除額(令和6年の所得により算出)にて判定。



3 注意事項(必ずご一読ください)

☑申請せず、後日支給対象であることが判明しても、申し出のあった月からの支給となり遡及はできません。

☑奨学生の方も必ず申請をお願いします。(還付額については、本学園奨学生取扱規程に基づいた精算となります)

✓手続きには親権者全員分のマイナンバー(12 桁)が必要となります。

- ✓親権者が日本国籍を有していないもしくは特別永住者の外国籍の方で本名以外の名(通称名 等)を使用されている場合、 県から各自治体への情報取得が上手くいかず審査が一旦差し戻される場合があります。その場合、在留カードや特別永 住者証明書に記載されている本名(通称名ではない)で再度ご申請いただく必要があります。
- ✓就学支援金の審査には "地方住民税 " などの情報による所得確認が必要になることから、所得の申告がなされていない 方は、事前に所得の申告が必要です。(給与等から所得税を源泉徴収されていない場合や、退職した年で支払われた給与 の総額が 30 万円以下の場合、自営業の方で確定申告が正しくなされていない方等、また、専業主婦(夫)の方で扶養対 象外のご家庭は、給与支払報告書・扶養申告書が市へ提出されていない場合があります。)

✓今回の申請結果は、7月下旬~8月頃となる見込みです。還付につきましては、決定通知配布時にお知らせします。

✓認定後、以下の事由が発生した場合は、速やかに高校事務室にご連絡ください。年度途中から月額が変更になる可能性があるため、遅れますと受給に不利が生じる場合があります。(場合によっては返金が必要となります)

①離婚や死亡・再婚により親権者が変更になった場合(保護者変更届が必要になります)

②税額が更生された場合

<千葉敬愛高等学校 就学支援金 運用スケジュール>

学年	月	予定
1年	4月	◎新規申請(4月~6月分)
	5月	
	6月	
	7月	◎審査結果通知(4月~6月分)
		◎継続申請(7月~翌年6月分)※毎年申請必要
	8月	
	9月	・就学支援金(4月分)を9月の授業料に充当
	10月	・就学支援金(5月分)を10月の授業料に充当
	11月	・就学支援金(6 月分)を 11 月の授業料に充当
		◎審査結果通知(7月~翌年6月分)
	12月	・就学支援金(12月分)を 12月の授業料に充当
		◎就学支援金(7~11月分合計額)を授業料振替口座へ返金
	1月	・就学支援金(1月分)を1月の授業料に充当
	2月	・就学支援金(2月分)を2月の授業料に充当
	3月	・就学支援金(3月分)を3月の授業料に充当

各ご家庭からご申請いただいた情報を高校が取りまとめ、「申請→国および県の審査→審査結果通知(支給額決定)」 の流れで、国および県で各ご家庭別に審査されます。学校設置者(都道府県、学校法人等)が生徒本人に代わって受け 取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

千葉敬愛高等学校では、申請から支給決定(審査結果が高校に通知される)までにタイムラグが生じることから、支給 決定までの間は授業料全額を一旦徴収し、就学支援金相当額を後日還付する形を採用しております。4月~8月までの 期間は、一旦授業料を全額納めていただきますので予めご了承ください。

|※裏面に「就学支援金受給資格認定申請「e-Shien」の意向登録および申請方法(手順)」を記載

就学支援金受給資格認定申請「e-Shien」の意向登録および申請方法(手順)

【ご準備いただくもの】

②電子端末(PC・スマートフォン等)
③ログイン ID・パスワード通知書 ※入学式(4/9)時に配布
③マイナンバー(12 桁) ※親権者全員分

※申請にはマイナンバー(12桁)が必要です。

※マイナンバー(12桁)が分からない方は、住民票(マイナンバー記載のある住民票を申請のこと)でも確認できます。

【申請の手順】<<e-Shien ログイン~意向登録(全員)~受給資格認定申請(初回は全員)まで>



⑫「Q2. 親権者2名分(2名以上いる場合は全員分)の収入状況を提出することはできますか。」の項目が表示されるため、該当する項目欄に「√」を入れる(※離婚・死別等により親権者1名の場合は「③1名分の収入状況」に√のこと)

↓

•			
③ ⑫でチェックした項目に伴って、登録が必要な保護者等の入力欄(人数分)が表示されるため、「⑬-1 個人情報」⇒			
「⑬−2収入状況提出方法」⇒「⑬−3生活保護関係情報」⇒「⑬−4課税地情報」の順に情報を入力または選択する			
項目	入力内容(下記入力内容に誤りがある場合、審査差戻しの対象となります)		
⑬-1 個人情報	◎氏名(漢字・ふりがなを正しく入力すること)		
\downarrow	◎生年月日(必ず西暦にて入力すること)		
	◎電話番号(日中連絡の繋がる連絡先を入力すること)		
	◎メールアドレス(アドレスの入力ミスが多発しているため注意のこと)		
	◎生徒との続柄(父、母 etc)		
⑬-2 収入状況提出方法	必ず、「個人番号を入力する」を選択の上、		
\downarrow	「個人番号入力欄」にてマイナンバー12桁を直接入力し申請してください		
	(※「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」は絶対に選択しないでください)		
	※上記での申請(提出)が困難な場合には高校事務室までお問い合わせください。		
	※入力欄ではマイナンバー(個人番号)12 桁を間違えないよう入力してください。		
⑬-3 生活保護関係情報	◎該当する方を選択する		
\downarrow	※保護者等がその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1~6月の場合には,その前年		
	の1月1日現在)に生活保護(生活扶助)を受給している場合は「受給あり」を選択し,福祉事		
	務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合(該当する町村がない		
	場合)は,市区町村に「-」を選択してください。		
③-4 課税地情報	保護者等の2024年1月1日時点の住民票所在地である市区町村の住所を選択のこと		
\downarrow	※4~6月分の就学支援金は、前年(1月1日時点)の課税標準額にて審査されますので住所		
	の選択をお間違えないようご注意ください。(2025年1月1日時点の住所ではありません)		
	※お仕事の都合上、海外赴任などで日本国内に住所を有していない場合には、「日本国内に		
	住所を有していない」にチェックを付けてください。		
\downarrow			
⑭ 「入力内容確認(一時保存)」をクリック			
\downarrow			
⑮ 「認定申請登録確認」画面にて確認事項すべてに「✓」を入れる			
\downarrow			
⑯ 「本内容で申請する」をクリック ⇒e-Shien の申請は完了となります			
\downarrow			
⑪ 「高等学校等就学支援金の認定に伴う各種補助金に係る情報連携依頼書」を記入・作成			

⑧ 「個人番号カード(写)等貼付台紙」を記入・作成

↓

⑲ ⑰「情報連携依頼書」、⑱「個人番号カード(写)等貼付台紙」を高校事務窓口に提出 ■

申請完了

◎以上、⑰「情報連携依頼書」⑱「個人番号カード(写)等貼付台紙」の提出をもって就学支援金申請はすべて完了となります。 ◎申請情報をもとに国・千葉県が受給対象可否の審査をおこないます。

審査状況によっては申請情報エラーにより差し戻される可能性があります。

◎県から申請情報エラーが発出された場合、県より高校へエラー情報が通知されるため、その際には高校より保護者の皆さ まへ確認の連絡をさせていただく場合があります。予めご了承ください。